

10-(1)	エンドユース規制中心の安全保障貿易管理制度への移行
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法 第25条、第48条 輸出貿易管理令 第1条 外国為替令 第17条
要望の 具体的内容	<p>規制対象品目等のリストに基づく該非判定まずありきの現状から脱し、取引される品目等の最終用途に応じた、いわゆるエンドユース規制中心の安全保障貿易管理制度へ移行すべきである。このような制度の下で、安全保障上の懸念があると政府が判断した取引について許可申請すべき旨を通知すること(インフォーム通知)を基本とすべきである。それ以外の取引についても、外国ユーザーリストによる懸念取引先の一層の可視化を進めるとともに、安全保障上の懸念が極めて低いと考えられる取引は許可申請を原則不要とすべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>&lt;規制の現状&gt; リスト規制中心の現行の安全保障貿易管理制度の下では、業として輸出を行う者は、輸出する貨物や提供する技術が規制対象品目等に該当するか否かを確認すること(該非判定)が求められる。</p> <p>&lt;要望理由等&gt; 企業の国際競争力を損なうことなく、機微な製品・技術の大量破壊兵器等への転用や安全保障上の懸念が強い国等への流出を防止するという安全保障貿易管理の本来の目的を全うするためには、当該貨物・技術の最終用途こそ重視されるべきである。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課

10-(2)	安全保障貿易管理に係る行政手続法第二章の適用除外規定の撤廃
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法 第55条の13
要望の具体的内容	外国為替及び外国貿易法における行政手続法第二章(申請に対する処分)の適用除外規定を撤廃すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>&lt;規制の現状&gt;  国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める地域を仕向地とする特定の種類の貨物、または政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術を輸出・提供しようとする場合には、経済産業大臣の許可を受けなければならないが、これらの許可については、行政手続法第二章の規定は適用しないとされている。</p> <p>&lt;要望理由等&gt;  例えば、ジョイントベンチャー(以下、JV)を形成する海外企業に対して提供しようとする技術が規制品目に該当することがある。その際、審査基準が曖昧なため、予め準備しておくべき書類等についてJV相手の十分な理解が得られず、ビジネスが円滑に進まない恐れがある。  行政手続法の適用によって、より具体的な基準が示されることになれば、予見可能性が高まり、スムーズな事業展開に資するものと考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課

10-(3)	「公知の技術」に係る定義の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法第25条、外国為替令第17条、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第9号
要望の具体的内容	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条(許可を要しない役務取引等)第2項第9号に規定の「公知の技術」の定義を国際レジームの定義に合わせて見直し、「二次的な情報伝達に制限がないもの」は「公知の技術」として許可を不要とすべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>&lt;規制の現状&gt;  貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条(許可を要しない役務取引等)第2項第9号では、公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引については、許可不要とされている。しかしながら、現行の規定では、国際会合や学会での発表、大学での講義等、特定多数を対象とする取引は、すべからく許可を要することになりかねない。これに対し、欧州諸国では、国際レジームにおける「公知の技術」の定義が、そのまま各国の法令に盛り込まれ(例えばNSG(原子力供給国グループ)で定義の“in the public domain” as it applies herein, means “technology” or “software” that has been made available without restrictions upon its further dissemination. (Copyright restrictions do not remove “technology” or “software” from being in the public domain.))、「二次的な情報伝達に制限がないもの」は「公知の技術」として規制は不要とされている。</p> <p>&lt;要望理由等&gt;  例えば国際会合等においてリスト規制に該当しそうな技術に関する議論に加わる場合、予め経済産業大臣の許可を得ておかなければならず、参加に支障をきたす。  わが国においても、国際レジームの規定に則り、「二次的な情報伝達に制限がないもの」は「公知の技術」として許可不要としても問題は生じないと考える。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課

10-(4)	ODA無償資金協力における運営・維持管理費用の対象化
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	国際協力機構法第13条3、国際協力機構「無償資金協力調達ガイドライン」(2012年10月1日)
要望の具体的内容	<p>無償資金協力による施設・設備・機材の提供を行った場合、一般的に、運営・維持管理費は対象としない運用がなされている。ハコモノを提供するだけでなく、運営・維持を含めた質の高い無償資金協力を推進する観点から、これら費用も対象とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>無償資金協力案件においては、施設・設備・機材の引渡し後に、その運営や維持管理のための費用等、相手国側の負担が発生する。例えば、わが国が強みを発揮できるIT分野では、初期の設備導入費に比べ、システムの維持管理や更新のための費用が相当額発生することも少なくない。しかし、現在の無償資金協力では、一般的に運営・維持管理費は、相手国政府の負担とする運用が行われているため、相手国政府がこれを十分に負担できず、提供した設備・機材が十分に活用されないおそれがある。</p> <p>提供した設備・機材の利用を定着させ、成果を確実に上げるために、運営・維持管理費も無償資金協力の対象とするべきである。「無償資金協力調達ガイドライン」III-5-3は、「契約には、贈与によって調達される生産物および役務が明記されねばならない」と定め、運営・維持管理等の「役務」も対象としており、これに沿った運用が求められる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	外務省 国際協力局 政策課・開発協力総括課